

2

2019

vol.521

公益社団法人愛知労働基準協会



水芭蕉型乳白条文大正ガラス—輪挿し



CONTENTS

- 1・2 ・新春懇談会 開催報告
- 3・4 ・ARKインタビュー
- 5~7 ・平成30年 愛知の死亡災害発生状況（速報版）
- 8 ・STOP！転倒災害プロジェクト
～転倒災害の防止に取り組みましょう～
・災害発生状況
- 9 ・「危なさ」と向きあおう アクション100in愛知」を平成31年
からスタートします
～魅力ある職場づくりに向けた、全国で初めての大規模かつ
集中的なリスクアセスメント推進運動～
・「愛知労働局 転倒予防体操」を制作しました
・ハローワーク名古屋中と愛知労働局（職業安定部・需給調整
事業部）が移転・併設する新拠点の「愛称」が決まりました
・変異原性が認められた化学物質の取扱いについて、労働者
死傷病報告の様式改正について
- 10 ・第4回労務管理セミナー
「多様な労働者、多様な働き方に対する労務管理の実務」報告
・「労災保険申請に係る実務対応」報告
- 11 ・特別企画（連載第2回）
治療と仕事の両立支援
～大切な従業員を当たり前大切に～決意と気遣い～
- 12 ・セミナー開催案内
・5部会合同部会の開催について
- 13 ・「36の日」記念 働き方改革実現セミナー
－「36協定」の適切な届出に向けた意識啓発－
- 14 ・特別企画（連載第2回）
労働時間の上限規制見直しの具体的内容について
- 15 ・技能講習等講習会予定表

新春懇談会 開催報告

開催日：2019年1月22日（火）
開催場所：名鉄グランドホテル 柏の間
参加者数：約150名

1 開会挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 大野 智彦



大野会長

去年は非常に災害が多い1年であった。今年は、4月末に今上天皇が退位されて、平成が終わり、5月には新元号による新しい時代を迎える。

政治・経済面では、4月に統一地方選挙、7月に参議院選挙が行われ、10月には消費税率の10%への引き上げが予定されている。最近の経済情勢は若干弱含みであり、景気の先行きが懸念されるところである。

労働関連に目を転じると、4月より働き方改革関連法が順次施行される。労働力人口が減少する中、働き方改革を通じて多様な働き方が選択できる社会を構築し、これを人材確保につなげていく必要がある。また、安全と健康は全ての礎である。昨年4月から、第13次労働災害防止推進計画がスタートしたが、労働災害は増加しており、その減少に全力で取り組んでいかなければならない。

当協会は今年も、会員事業場の意見・要望を聞きながら、当局の指導、関係団体等の協力の下、労働関係法令の普及推進を通して、安全・安心で働きやすい職場づくりを推進していくので、引続きご支援をお願いしたい。

その一環とし、連合が日本記念日協会に申請し登録された3月6日の「36（サブロク）の日」に、「働き方改革の実現 - 『36協定』の適切な届出に向けた意識啓発 - 」と題したセミナーを開催する。当日は、ニューヨーク州弁護士で元財務官僚の山口 真由 氏による特別講演等を予定している。是非ご参加いただきたい。なお、本セミナーは、愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、連合愛知、県下14の地区労働基準協会より「後援」いただいている。この場を借りてお礼申し上げる。

最後に皆様には、今年も人材確保や労働災害防止につながる活動への取組みに一層のご尽力をお願いしたい。

2 来賓挨拶

愛知労働局長 高崎 真一 様



高崎局長

我が国の人口が中長期的に減少する中、愛知県の地域経済は堅実に推移することが見込まれ、人手不足は今後ますます強くなること

が予測される。「働き方改革」は、労働者を働き易くするためだけに行われるものではなく、企業、特に中小企業において、人材を確保して、持続的に会社を営んでいくための改革である。愛知労働局では独自の取組み「AICHI WISH」を全国に先駆けて展開しており、ご活用いただきたい。

労働災害については、全国的には減少しているが、愛知県は増加している。こうした中、今年は、業種を絞って対策を進めていく。たとえば、建設業は、自主的な活動によって災害を減らしておられることから、当局は他の業種、その中でも特に死亡者数が昨年、大幅に増加した製造業を対象に重点的に取り組んでいきたい。

最初に「働き方改革」に触れさせていただいたが、同関連法は、今年4月1日から順次施行される。労働局の施策の主たる対象である中小企業には猶予期間が設けられており、残業時間の上限規制は来年4月1日からとなるため、それに向けて準備を進めていく。中小企業は大変な人材難であり、同法への対応を単に求めていくのでは納得が得られず、実際に履行も難しいと考えている。最近、「労働基準監督官行動規範」が制定され、監督官はこれらを携帯して仕事をしている。この規範では、「中小企業等に法令違反があった場合には、その労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて、事業主の方による自主的な改善を促す。」ことを定めており、私も監督行政は今年から、「罰するのではなく、企業の皆さんに寄り添って、一緒になって考えていく」方針に大きく転換した。このことが、中小企業における同法の履行を確実にものとすると思う。

この後、「転倒予防体操」を披露する。本来、転倒災害が多い中高年女性の足筋力を強化し、防止を図るためのものだが、すべての方に効果がある。ホームページから動画もダウンロードできる。是非ともこの体操を活用して、防止に努めていただきたい。

3 転倒予防体操

愛知労働局、 トヨタ自動車株式会社女子ソフトボール部 様

転倒災害は休業4日以上
の死傷災害のうち、最も
多い災害であり、昨年12
月末現在、管内では1,477
件発生し、死傷災害の
22.9%を占めている。さら
に、発生件数は近年増加



転倒予防体操を実演する
レッドテリアーズの3選手

傾向にあり、その対策は喫緊の課題である。そこで、
中京大学の渡邊 航平准教授の協力を得て、脚の筋力
補強を目的とした「転倒予防体操」を制作した。

懇談会では、
トヨタ自動車(株)
女子ソフトボー
ル部「レッドテ
リアーズ」の3
選手(写真左2
人目から田中麻
美・鈴木鮎美・



左から高崎局長、選手をはさんで大野会長、
河合副会長(同部顧問)

古澤春菜 選手) の実演に併せ、出席者全員で体操を
行った。最後に、高崎局長が3選手へ花束を贈呈する
とともに、記念撮影を行った。

4 講演「忍者と仕事」

三重大学 人文学部 教授 山田 雄司 様



山田教授

「忍者(にんじゃ)」
という言葉が定着するのは
昭和30年代頃であるが、そ
もそも、平安時代から存在
し、有力者に雇われていた。
江戸時代は「忍者(し
のびのもの)」と言われ各地の
情報収集、大名の警護や門番、
城下の見廻りを行っていたが、
明治維新とともに使命を終えた。
最も重要なのは「情報収集」
である。ドラマのイメージと
異なり、なるべく戦いはせず、
生き延

びて主君に情報を伝えることが
求められた。隣国の良い政策
を伝え、自国の政策に役立て
る役割もあった。

忍者に求められる能力は、「
コミュニケーション術」、「
使命感」、「洞察力」および
「仲間の構築」等、我々が仕事
を行う上でも必要とされるもの
である。具体的に、「コミュニ
ケーション術」は、相手から
必要な話を引き出すためにそ
れとは異なる話題から入る、
そして、言葉の端々を聞き逃
さないこと。「使命感」は仕事
(任務)をやり遂げること。「
洞察力」は何事も一度だけで
なく念入りに見聞すること。「
仲間の構築」は、常日頃から
縁を作り、連絡を速やかに
行えるようにしておくこと等
が重要とされた。

仕事を行う上での教訓がある。
例えば、「忍術の三病」として、
一に「恐れ」、二に「侮り」、
三に「考え過ぎ」とある。こ
れは仕事をするにあたり陥り
やすい三つの落とし穴を指して
いる。また、「七字の大事」と
いうものもある。人間にある
七つの感情(喜怒哀楽愛悪欲)
を常に考え、自分の勇気・力
量のほどを知り、年齢も考慮
し物事を行う、他人と深く交
際する場合は特に配慮しなけ
ればならないとしている。こ
のほか、長野県松本市の芥川
家文書の『甲賀隠術極秘』で
は、耐え忍ぶということが重
要であり、さまざまな方面の
知識を持っておかねばならな
いことを説いている。

最後に、忍者が術を発動する
にあたって、様々な形に手指
を結ぶ動作は、護身法にある
「印を結ぶ」というものである
が、気持ちを落ち着かせたり、
緊張感を和らげるという効果
があると考えており、重要な
仕事を行う前などに是非行っ
ていただきたい。

5 賀詞交歓会

最初に丹羽慎治副会長・総務
部会長から主催者代表挨拶、
続いてご来賓を代表して愛知
労働局の黒部労働基準部長か
ら乾杯のご発声があった後、
参加者間の情報交換が活発
に行われた。

最後に、丹羽良仁理事・総
務部会副部長による挨拶が行
われ、盛会のうちに閉会した。



黒部労働基準部長



丹羽副会長・総務部会長



丹羽理事・総務部会副部長

当協会役員の安全衛生や働き方に関する考え方等を紹介するコーナー。今月は高木副会長です。

副会長 高木 英樹 氏（名古屋鉄道株式会社 代表取締役副社長）

【略歴】

1980年に名古屋鉄道（株）に入社。2010年に取締役、12年に常務取締役、14年に代表取締役専務、16年に代表取締役副社長に就任し、現在に至る。
なお、17年より当協会副会長。



高木副会長

「人生は楽しむべきものである」

はじめに当協会の役員としての抱負をお聞かせください。

「社会全体に安全意識を高め、安全衛生レベルの向上を図る」ことが、当協会の大きな役割であるとしっかり認識しないといけない、これが基本的な思いです。さらに申し上げますと、当協会は12年に公益社団法人になったことで、より社会的な責任が重くなりました。社会貢献についていっそう深く受け止めていきたいと思っています。

そういった中で、昨年、愛知産業安全衛生大会の実行委員長を務めさせていただいたことは、当協会の意義や使命について深く考えるよい機会となりました。

今は激変の時代であり、安全衛生を考える上での環境も変わってきています。今まで以上に愛知労働局をはじめとした行政ご当局との連携を密にして、然るべき変革にスピーディーに取り組み、当協会の事業目的を達成しなければなりません。

安全衛生に対する考え方をお聞かせください。

私は当社の鉄道部門に永く携わり、「一に安全、二に安全」と、「安全」に深く関わってきました。当社は、1日100万人以上のお客様をお運びしますので、基本が安全第一です。社内では、安全・安心・安定輸送という言葉を使いますが、これをつき詰めて言えば、列車を安全かつ確実に運行することになります。この輸送の使命を達成するためには、まず第一に係員一人ひとりの作業安全がなければなりません。自分の安全が担保できない係員にお客様の安全を語る資格はなく、列車の保安もあ

りません。

環境が変わる、人が代わる、組織が変わる中、安全というものは少しの油断ですぐにほころびが出てしまいます。どの会社にも安全に関わる規則や伝統、標語の類いがあると思いますが、それらがなぜ、そして、どのようなことを目的としてできたのか、いわゆるルールの精神を基本から教えていく教育体制づくりをしないと、せっかくの対策も表面的な注意喚起だけで終わってしまいます。安全追求に従業員と一丸となって不断的な努力を惜しまない企業文化を大事に育てていかないと、本当の意味での安全は達成されません。ここまでやったから良いと思った瞬間に必ず災害件数は増加傾向に転じてしまいます。

余談になりますが、鉄道はどのように発展したかと言いますと、決してスピード競争をしてきたわけではありません。速く走れるようになって安全でなければ駄目なんです。安全を担保するための技術革新があって初めてスピードアップが可能となり、安全性の向上こそが鉄道の発展を支えてきました。いつも言っていることですが、安全でなければただの交通手段で、交通機関ではありません。

衛生について語るには、多言はいらないでしょう。不健康に暮らしたいと誰が思いますか。人が元気で健康に働くということは根源的な問題です。これは企業だけにとどまらず、社会や国家レベルで考えても、皆が元気で健康でなければ決して活力ある組織とは言えないはずです。健康で働くことが組織や時代を越えた究極の願いですから、企業としても当然、従業員の健康を十分考えないといけません。

ワーク・ライフ・バランスを含めた働き方についてはどのようにお考えでしょうか。

従業員にどのような職場が喜ばれるかという、「やらされ感」がないことだと思います。何でもこなしているのだろと思うと、何も上手くいかなくなります。生産性の向上を目差し、無理・無駄をなくそうと会社も従業員も一緒になって合理化を進める上でも、「やっていた良かった」と思えるような、やりがいを感じる仕事のやり方を模索しなければ、本当の意味での生産性の向上はありません。生産性が向上すれば企業価値が高まって、労働力の確保にも繋がっていくと思います。

期待する人材像を教えてください。

どこの会社でも同じだと思いますが、「前向きな人」です。問題に当たってもくじけない人、そして、そこから創意工夫ができる人です。前向きな人は前にしか倒れません。前を見ているので後ろには倒れません。後ろに倒れたら大変です。労災なら重大災害になりかねません。

前向きな人とは、結局は努力する人ということです。日々問題なしの生活はあり得ません。問題解決に立ち向かうのは当たり前で、その困難に前向きに取り組んで努力できる人は、いつの時代でも社会から求められると思います。

仕事に対する取組姿勢を教えてください。

常に意識するのは、安全とコンプライアンスです。鉄道会社ですので、安全に対しては、経営者も、管理職も、第一線の従業員も常に思いを深くしないといけません。コンプライアンスについては、社会からおかしなことをしていると思われたら駄目です。コンプライアンスは法律等に基づくことは当然ですが、それ以前に社会の一般常識に拠る基準もあり、社会的存在として適切に対応していくことが大事だと思います。この2つが基本であり、これらが根底にないと会社や事業に安心が生まれません。安心があってこそ、お客様に利用していただけますし、地域社会の皆様から信頼され存続していけます。

また、今の時代で一番大事なのは変化への対応です。森羅万象とても目まぐるしく変わってきているので、おそらく10年前に今の時代を正確に予測できた人はいないのではないのでしょうか。変化に100%対応するのは非常に難しいですね。理性や理念では理解

できても、感性や感情ではついていけないこともあります。変化には敏感であるようにしています。そして、変化の根底にある大きな流れ、トレンドというものを見極めることが肝要だと思っています。それを見間違えると大きな判断ミスになってしまいます。

ご自身の健康法を教えてください。

健康法は身体を動かすことで、自然に毎日1万歩以上は歩いています。どちらかというと落ち着きのないほうで、社内でも動き回っていますし、家でもいつもじっとしていないので、家内には動物園の檻にいる熊みたいと言われています（笑）。

もう一つは「個食」、つまり一人での食事はしないということです。家にいるときは家族、職場ではできる限り会社の仲間と食事をします。意思の疎通を図るためには「個食」をしては駄目です。いろんな人と一緒に楽しく食事をするのが大事だと思います。

また趣味は庭いじりです。時季を見て庭木の剪定、草取り、芝刈りに精を出しています。花壇をつくって花も育てています。植物は手をかければかけただけ、ちゃんと応えてくれます。良い気分転換になります。

最後に座右の銘を伺えますか。

「人生は楽しむべきものである」です。30歳代半ばの頃、ある異業種交流会に参加したときに、モットーを問われ考えて以来、ずっとこれを通してきます。解決しないといけない課題や問題は必ず出てきます。それは人間が社会性をもって生きていく限り避けようのないことです。無くすることができないのであれば、あるものとしてやっていけば気軽になります。楽しく前向きに生きましようという気持ちですね。



【名古屋鉄道株式会社】

1921年に設立の鉄道事業会社。愛知・岐阜県を基盤とし、総営業距離では日本の私鉄第3位（JRを除く）の444.2km。資本金は951億円（単体）、従業員数は5,072名（単体、2018年3月末）。

平成30年 愛知の死亡災害発生状況（速報版）

死亡災害（速報値）増加傾向

愛知労働局

愛知労働局は、平成30年に発生した死亡による労働災害発生状況（平成31年1月7日現在速報値、確定値は同年3月末）について下記のとおり取りまとめた。

1 死亡災害の発生状況

平成30年の愛知県内における死亡災害は44人となった。死亡災害は、長期的には増減を繰り返しつつ、減少傾向を示しており、平成28年は過去最少となったが、平成29年、平成30年と2年連続して増加した。

特に平成30年における製造業の死亡者数は、平成29年の確定値に比べ倍増している。また、商業も大幅に増加している。

平成30年の全産業の死亡者数は、平成29年同期速報値の40人と比較して10.0%の増加である。

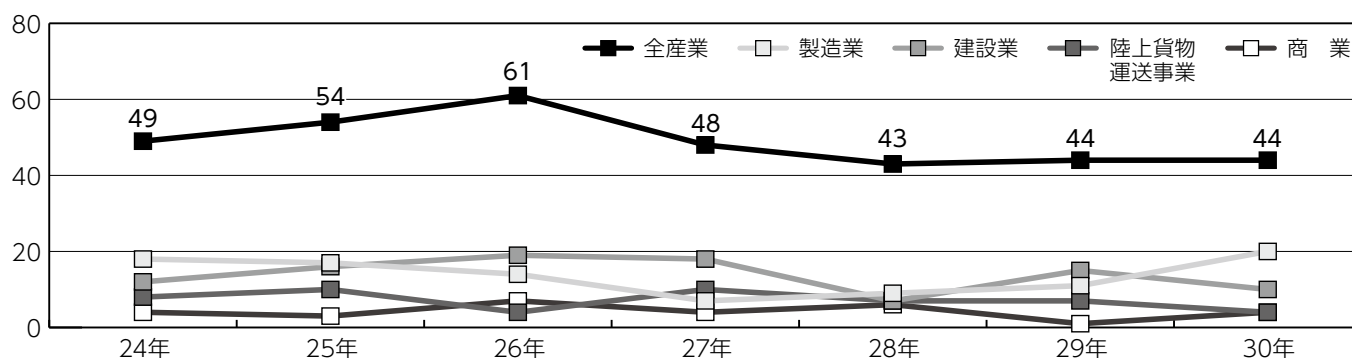
（表1）

（人）

年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全産業	49	54	61	48	43	44	44
製造業	18	17	14	7	9	11	20
建設業	12	16	19	18	7	15	10
陸上貨物運送事業	8	10	4	10	7	7	4
商業	4	3	7	4	6	1	4

（平成30年は、平成31年1月7日現在速報値で未確定、平成24～29年は確定値）

死亡災害の推移（グラフ1）



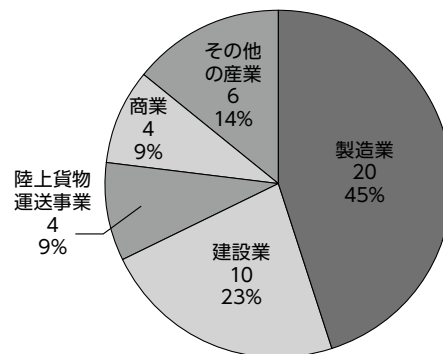
2 業種別死亡災害発生状況

～製造業、商業が大幅に増加～

（人）

	30年	29年（確定値）
製造業	20	11
建設業	10	15
陸上貨物運送事業	4	7
商業	4	1
その他の産業	6	10
合計	44	44

平成30年 業種別死亡災害発生状況（表2）



平成30年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

業種別での死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり製造業が最も割合が高く45%を占め、次いで建設業が23%となっており、これら2つの業種で全体の68%を占めている。

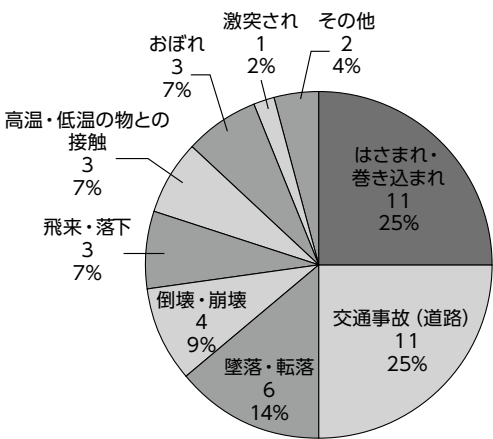
特に製造業は、大幅な増加となり、30年の速報値においてすでに29年の確定値のほぼ倍増である。また、商業も4人と昨年に比べて大幅に増加している。建設業は、10人と昨年より若干減少している。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～はさまれ等と交通事故（道路）で50%を占めている～ (人)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
はさまれ・巻き込まれ	11	4	5		
交通事故（道路）	11	4		3	2
墜落・転落	6	4	1		1
倒壊・崩壊	4	3	1		
飛来・落下	3	3			
高温・低温物との接触	3	2	1		
おぼれ	3		1		
激突され	1		1		
その他	2			1	1
合 計	44	20	10	4	4

平成30年 事故の型別死亡災害発生状況 (表3)



平成30年
事故の型別死亡災害発生状況 (グラフ3)

事故の型別での死亡災害発生状況については、グラフ3のとおり、全産業で、はさまれ・巻き込まれ、交通事故（道路）が最も割合が高く25%を占め、次いで墜落・転落が14%となっており、これら3つの事故の型で全体の64%を占めている。

製造業では、表3のとおり、はさまれ・巻き込まれ、交通事故（道路）、墜落・転落が20%となっており、これら3つの事故の型で全体の60%を占めている。

はさまれ・巻き込まれは、減少傾向にあったが、今年は増加に転じた。

建設業では、若干減少しているが、はさまれ・巻き込まれ災害は50%を占めている。

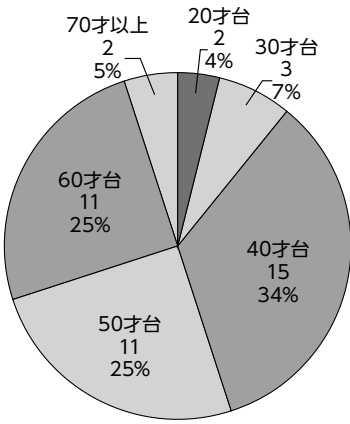
陸上貨物では、交通事故（道路）が75%を占めている。

4 年齢別死亡災害発生状況

～40才台が最大の34%を占める～ (人)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
19才未満					
20才台	2	1	1		
30才台	3		2	1	
40才台	15	7	3	2	
50才台	11	8	1	1	
60才台	11	4	3		2
70才以上	2				2
合 計	44	20	10	4	4

平成30年 年齢別死亡災害発生状況 (表4)



平成30年
年齢別死亡災害発生状況 (グラフ4)

年齢別の死亡災害発生状況については、グラフ4に示すとおり、40才台が最も多く全体の34%を占め、次いで50才台、60才台となっている。40才以上の労働者で全体の89%を占めている。

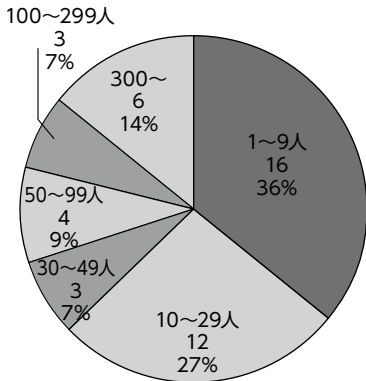
商業においては、表4のとおり40才以上の労働者が100%であり、製造業においても95%を占めている。

5 規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で70%を占める～ (人)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
1～9人	16	7	6		3
10～29人	12	2	4	2	
30～49人	3	1			1
50～99人	4	3		1	
100～299人	3	1		1	
300～	6	6			
合 計	44	20	10	4	4

平成30年 事業場規模別死亡災害発生状況 (表5)



平成30年
事業場規模別死亡災害発生状況 (グラフ5)

事業場規模別の死亡災害発生状況については、グラフ5に示すとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の70%を占めている。特に事業場規模30人未満においては全体の63%を占めている。

本年は、製造業で300人以上の大規模事業場において災害が増加した。

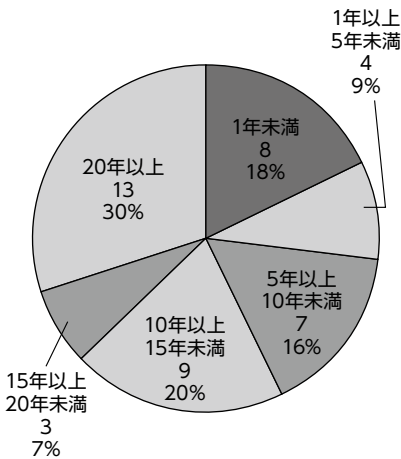
6 経験別死亡災害発生状況

～経験年数 10 年以上で 56%を占める～

(人)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物	商業
1 年 未 満	8	4	2	2	
1年以上5年未満	4	1	1	1	1
5年以上10年未満	7	2		1	1
10年以上15年未満	9	5	3		1
15年以上20年未満	3	1	1		
20 年 以 上	13	7	3		1
合 計	44	20	10	4	4

平成30年 経験別死亡災害発生状況 (表6)



平成30年
経験別死亡災害発生状況 (グラフ6)

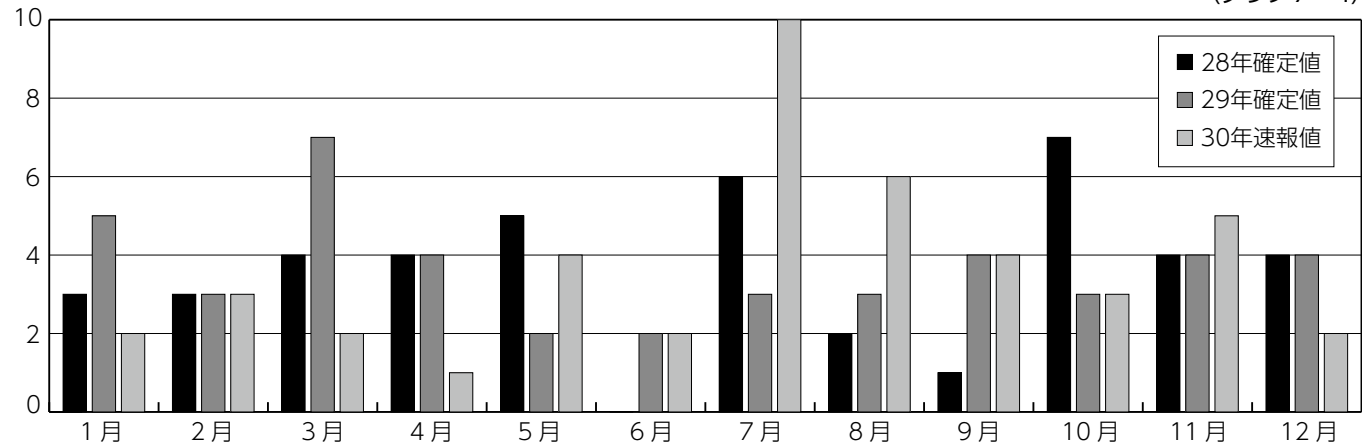
経験別での死亡災害発生状況については、グラフ6に示すとおり、経験年数10年以上の発生率が全体の57%を占めている。

特に製造業では、表6のとおり経験年数20年以上が30%を占めている。

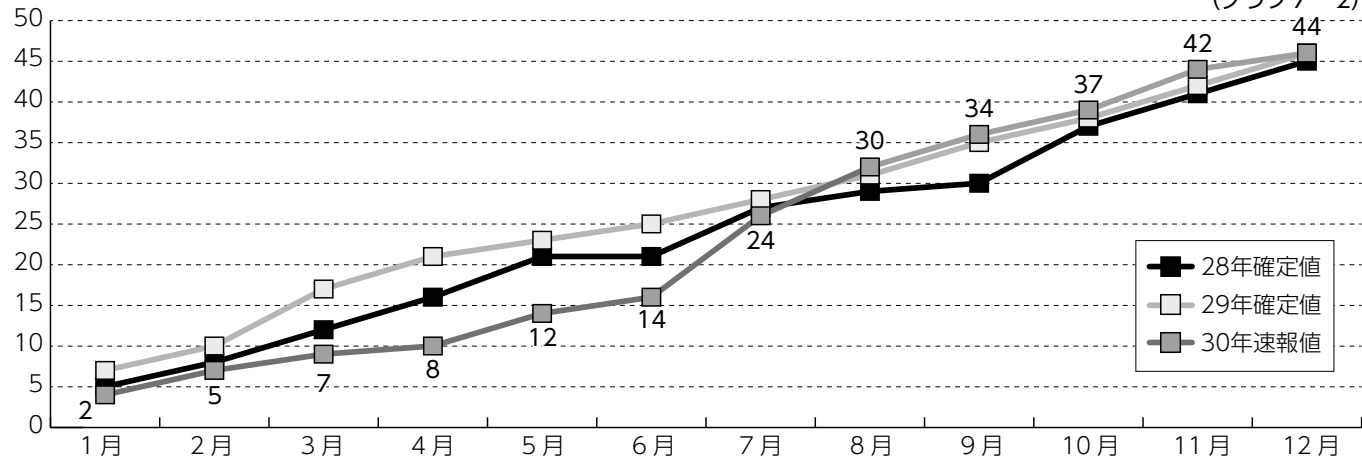
7 月別死亡災害発生状況

～7 月が 10 人であり、最も多く発生した～

(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



まとめ

平成30年は、第13次労働災害防止推進計画の初年であり、死亡者数を2022年までの早期に40人を下回り、さらなる減少を目指すことを目標として推進しているところである。

死亡災害は、平成28年は過去最少となったが平成29年は増加した。平成30年は、平成31年1月7日現在の速報値で平成29年の確定値と同数となっている。

平成30年の死亡災害は6月末まで、ここ数年間で最も発生件数が少なく推移していたが、7月から発生件数が増加し、平成30年は速報値ですでに44人となり計画の目標である死亡者数を40人下回ることが達成できない状況である。特に、大幅に増加した製造業によるものが大きな要因と思われる。

平成31年も「第13次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止対策を労働基準行政の最重点課題とし、積極的に対策を推進することとしている。

STOP！ 転倒災害プロジェクト

～転倒災害の防止に取り組みましょう～

愛知労働局

転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、さらに増加傾向にあります。

愛知労働局が策定した第13次労働災害防止推進計画（計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日）では、4S等の推進により増加傾向にある転倒災害を対前年比で毎年減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組を推進しています。

さらに、当局で制作した「転倒予防体操」の普及促進（愛知労働局ホームページに掲載）を図ります。

当局では「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組を年間を通じて適時実施するよう推奨していますが、特に積雪や凍結による転倒災害が多発する2月と全国安全週間の準備期間である6月を重点取組期間としていますので、各事業場では転倒災害防止の観点による職場巡視、職場環境の改善、安全教育等の取組をお願いします。

重点取組期間における事業場の取組

2月の重点取組

- (1) 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場合（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- (2) チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- (3) その他冬場特有の対策事項（詳しくは実施要綱を参照願います）
 - ・気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ・通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

6月の重点取組

職場巡視により、実施要綱に定める一般的な転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

通年で行う転倒災害防止対策

- (1) 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 転倒予防体操の励行

愛知労働局ホームページ：スマートフォンではメニューから入ってください。

「STOP!転倒災害プロジェクト」事例・統計情報 > 安全衛生関係 > お知らせ > STOP！転倒災害プロジェクト

「転倒予防体操」事例・統計情報 > 安全衛生関係 > 論理的な安全衛生管理の推進・定着 > 日常的な災害と、どう向き合うか

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧

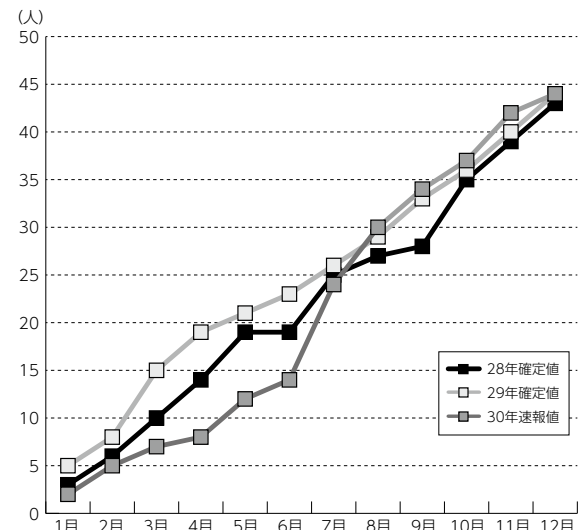
発生月・時間	業種	労働者数	被災者 職名	年齢	事故の型	起因物	災害状況
12月 8:30～9:00	建設業	10～29	作業員	60代	崩壊、倒壊	建築物、構築物	個人宅の解体作業を行っていたところ、土壁が倒壊し、被災者が下敷きとなった。
12月 0:00～0:30	建設業	10～29	作業員	30代	はさまれ、巻き込まれ	その他の建設機械等	ずい道工事において、切羽で火薬充填用の孔をドリルジャンボを用いて削孔していたところ、被災者が着用していた作業服のフードが当該ドリルジャンボの先端にあるロッドに巻き込まれ、窒息した。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（平成31年1月7日現在）

平成30年発生分

業種	年別	平成30年	平成29年同期	平成29年確定値
製造業	製造業	20	11	11
	食品製造業	0	1	1
	化学工業	1	3	3
	鉄鋼・非鉄金属	3	2	2
	金属製品	7	2	2
	一般電気・輸送用	5	1	1
	その他	4	2	2
建設業	建設業	10	14	15
	土木工事業	4	6	6
	建築工事業	3	6	6
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業	4	5	7
	卸売業	4	1	1
	小売業	1	0	0
商業	商業	4	1	1
	卸売業	1	0	0
	小売業	3	1	1
清掃・と畜業	清掃・と畜業	0	0	0
	清掃・と畜業	1	1	3
	上記以外の事業	5	8	7
合計		44	40	44

月別死亡災害発生状況積算グラフ



「危なさと向きあおう アクション100 in 愛知」を平成31年からスタートします

～魅力ある職場づくりに向けた、全国で初めての大規模かつ集中的なリスクアセスメント推進運動～

愛知労働局

愛知労働局では、平成18年度から、事業場におけるリスクアセスメントの導入に向けた取組を進め、これが死亡災害等の減少に少なからず寄与してきました。

※ 「リスクアセスメント」とは、労働者の就業に係る危険性や有害性を特定し、それぞれのリスクを把握・検討・見直し、リスクの低減措置を検討し実施することをいいます。これにより、死亡災害や死傷災害の減少が期待されます。

※ 厚生労働省においては、平成18年3月に「危険性又は有害性の調査等に関する指針」が、平成27年9月に「化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針」が発出されています。

平成30年4月から、第13次労働災害防止推進計画（5か年計画）をスタートさせましたが、労働災害の発生状況をみると、11月末現在で、死亡災害は42件発生し対前年同期で3件（7.6%）増加しており、死傷災害は5,890件発生し対前年同期で391件（7.1%）増加しています。

リスクアセスメントの取組は、働き方改革を進め魅力ある職場をつくる第一歩であり、死亡災害等の減少にもつなげるため、「危なさと向きあおう アクション100 in 愛知」を展開します。

「危なさと向きあおう アクション 100 in 愛知」

- | | |
|---------------|--|
| 1 運動期間 | 平成31年1月～平成34年12月（第13次労働災害防止推進計画期間終了まで） |
| 2 取組内容 | <ul style="list-style-type: none">・リスクアセスメントの導入のための取組（アクション100）労働局、労働基準監督署および災害防止団体が協力し、事業場に対するリスクアセスメントに関する説明会を、年間合計100回以上開催。・本運動の周知啓発事業場へ「危なさと向きあおう」ロゴ入りステッカーの配布などを検討 |

「愛知労働局 転倒予防体操」を制作しました

愛知労働局

労働災害は平成30年11月末現在で5,890件発生しており、そのうち転倒災害は1,369件で全体の23%を占めています。また、対前年比で約15%の増加となっています。

愛知労働局では昨年、年々増加している転倒災害を防止のため、7月を中心に独自に作成したステッカーを県内事業場に広く配布し、安全意識の高揚を図るなど、集中的な取組を行いました。

今般、愛知労働局では、転倒しにくい身体づくりを進めるため転倒予防体操を制作しました。今後は、この体操を広く周知し、転倒災害の増加に歯止めをかけ、さらなる安全意識の高揚を図ってまいります。

- ・転倒予防体操は愛知労働局のホームページよりダウンロードして使用できます。（本誌8頁参照）
- ・1月22日開催の当協会「新春懇談会」にて披露されました（本誌1～2頁参照）。

ハローワーク名古屋中と愛知労働局（職業安定部・需給調整事業部）が移転・併設する 新拠点の「愛称」が決まりました

愛知労働局

愛知労働局は、2月、名古屋の表玄関「名駅地区」と繁華街「栄地区」の中心で利便性が高い「伏見地区」に、ハローワーク名古屋中およびその附属施設、愛知労働局の担当部局を集約・併設することとしました。

今般、「しごとのランドマーク」としての認知度向上と一層の利用拡大を図るため愛称を募集したところ、全国から263作品の応募があり、選考委員会での選考を経て次のとおり決定しました。

- 1 施設の愛称 「あい☆ジワーク」（よみ：あいわーく）
- 2 愛称の説明・意味



愛知の「あい」、仕事を「愛（あい）」する、さらには仕事をさがすeye（アイ：目）「あい」と仕事を意味する「ワーク」を、現在実施している働き方改革から人材確保へ繋げる「A I C H I W I S H」事業のロゴである流れ星で繋げたもの。

愛知労働局より、「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」および 「労働者死傷病報告の様式改正について」周知依頼がありました。

詳しくは、当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）をご参照ください。

第4回労務管理セミナー

「多様な労働者、多様な働き方に対する労務管理の実務」 報告

当協会は11月30日(金)、人事労務担当者等を対象に標記セミナーを開催しました。働き方改革実現に向けて、テレワーク等の柔軟な働き方、治療と仕事の両立支援、外国人労働者の受入拡大が進む中、労務管理の実務について、岩谷・村本・山口法律事務所の弁護士 村本 浩 氏に解説していただきました。その中で実務担当者として留意すべき点を紹介します。



講演される村本 浩 氏

(1) テレワークへの対応

- ・在宅勤務では、一定程度労働者が業務から離れる時間である「中抜け時間」について、不活動時間であっても、労働からの解放が保証されない時間として労働時間か否か争いが生じやすいが、時間単位の年次有給休暇として取扱うことで対応する。
- ・事業場外みなし労働時間制度を適用する場合、①情報通信機器が使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないことを満たす必要がある。

(2) フリーランスへの対応

- ・労基法上の労働者に当るか否かが最も重要な問題である。契約書で「委任契約・請負契約」とあっても、①仕事の依頼、業務従事の指示に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③報酬額、計算方法および支払形態において従業員の賃金と同質か否か等、実態を見て労働者性が判断される。
- ・労働者に当たらない場合、優越的地位の濫用の観点から、独占禁止法に留意する。

(3) 副業・兼業への対応

- ・副業・兼業を行った場合、労働者の労働時間は通算される。割増賃金は、通算により法定労働時間を超えることとなる所定労働時間を定めた労働契約を時間的に後から締結した事業主に支払い義務が生じる。
- ・営業秘密の保護が重要になるが、不正競争防止法は保護の範囲が厳格なため、併せて、「秘密保持義務特約」や「競業禁止義務特約」を記載した誓約書により対応する。

(4) 治療と仕事の両立支援への対応

- ・事業主・労働者双方の理解のためにも、復職基準を「治癒」や「休職事由の消滅」といった抽象的な基準ではなく、例えば、①現職で求められていた能力水準の8割以上の水準での業務ができること、②所定勤務日かつ所定の始業終業時刻による定時勤務をしても症状が悪化するおそれがないことのように具体的な基準にすることが必要である。

(5) 外国人労働者の受け入れへの対応

- ・労働条件通知書は、労働者の母国語訳を併記し、最後に「私は理解できる言語による労働条件の説明を受け、これを承諾しました。」という一文を入れた上でサインを得るなどの工夫が必要である。
- ・職務内容および担当業務は、当初説明したもの以外は拒否されるケースがあるので、可能性がある業務をすべて具体的に記載し、説明する（追加の業務について賃上げを求められるケースもある。）。
- ・退職に関し、普通解雇事由として「在留期間更新申請が不許可とされるなど、就労可能な在留資格を失ったとき」を記載する。このほか、行方不明の場合は自己都合退職とみなす旨を退職事由として記載しておく。

参加者からのアンケートでは、「各項目の対応について、大変参考になった。外国人労働者の受け入れを考えており、リスク面の理解ができた。」などの意見が寄せられました。

「労災保険申請に係る実務対応」 報告

当協会は12月7日(金)、労災保険の実務担当者等を対象に標記セミナーを開催しました。はじめに、愛知労働局 主任労災監察官の織田 久代 氏から、最近の労災補償行政の動向に関し、労災保険請求の早期処理(6か月以内)や心理的負荷の評価方法等について解説していただきました。

続いて、元厚生労働事務官で特定社会保険労務士の高橋 健 氏から、労災保険申請に係る実務対応に関し、業務災害の場合、業務が原因による災害であることがわかるように、「何をしているときに、どのような状況で、どこを負傷したか。」を明確に記載することや、事業場として、労災事故、労災請求、監督署調査の各段階において、被災者(遺族)および行政との協力の重要性等について解説していただきました。



講演される織田 久代 氏



講演される高橋 健 氏

治療と仕事の両立支援

～大切な従業員を当たり前大切に～決意と気遣い～

今回は、治療と仕事の両立支援の周辺状況と事業場対応の基本について書かせていただきます。

治療と仕事の両立支援に関わる関係法令・規程等の改正から話を始めます。がん対策基本法は2006年に議員立法で成立しました。同法は16年末に改正され、第8条に「事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努める」と事業主責務が明記されました。18年の診療報酬改定により、就労中のがん患者の療養と就労の両立支援のために、主治医と産業医の連携を図ることを目的とした「療養・就労両立支援指導料」が新設されました。これらにより、事業主にはがん罹患した従業員の雇用継続についての配慮が求められ、主治医等から産業医への連携が積極化される仕掛けができました。また、産業医職務に両立支援が盛り込まれています。

治療と仕事の両立支援はすべての疾病等で行われるべきですが、がん対策基本法等により、主にがん患者の両立支援が先行して展開されると思います。「療養・就労両立支援指導料」(診療報酬)の請求実績は、病院がどれだけ両立支援に積極的であるかの評価基準として利用される可能性があります。がん拠点病院等では、療養・就労両立支援として産業医への連携が積極的に模索されると思います。

がんは2人に1人が罹患する疾病であり、新規罹患者の3割が就労世代ということ等から、従業員の誰かががんの治療を始めると考えることには現実味があります。某地区労働基準協会員の皆様へのアンケートでは、約3割の事業場が過去3年間にがん罹患した従業員がおりたと回答しています。もし、従業員からがん罹患したと申出のあった時、あるいは、元気で働いていた同僚が健診後の精密検査でがんが見つかったので入院した時、事業場がどのような対応をするか、皆さんは気になりますか?この課題を自身に想定して、自らへの事業場の対応を思い浮かべた時、安心して療養できるなら、十分な対策が用意されている事業場と言えるでしょう。

しかし、多くの場合、何日休める(休む)のだろうか、仕事は続けられるのだろうか、事業場(上司等)は何と言うだろうか、収入はどうなるのだろうか、短時間・隔日等の勤務軽減ができるのだろうか、復帰した時はどうなるのだろうかなどの不安が湧き上がるのではないのでしょうか。他にもたくさん考えるべきことがあるはずなのに。このような状況で、医療においてもっとも重要な自己決定(望む医療を自らが選択し決定)を冷静に行えるのでしょうか?

本誌1月号で紹介したガイドライン(※)の目的は、働いている方が安心して、望む医療を自らが選択し、納得して治療を受け、いきいきと社会生活ができる枠組みを整備・準備することではないでしょうか。そのために事業場対応の基本として、第一にすべきことは事業主(トップ)の決意表明です。ガイドラインにある「事業者による基本方針等の表明と労働者への周知」です。事業主が「病気になる前に従業員を奪われない」と決意を示すと良いでしょう。従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」はとても重要です。しかし、まずは、がんをはじめとする病気に従業員を奪われないと社内にメッセージを伝えることです。多くの病気は適切な治療をすれば治癒する、あるいは進行を遅らせることができる時代に、育てた人財や将来の貴重な人財を、病気に罹患したというだけで奪われないということです。(※)2016年2月 厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

超少子高齢化の今、出産・育児、介護等で貴重な人財を失うことがないように、法制度、社会環境は整備されつつあります。出産で人財を失ってもよいと考える方は皆無でしょう。育児休業等子育て支援が充実している企業が、多くの若い人に選ばれる企業になっている現実をみれば、優秀な人財を確保するために、いっそう社内の子育て支援策を充実しようとするのが事業主の役目ではないのでしょうか。同じように、従業員が病気になるように「健康経営」に努め、そして、もし従業員が病気になっても、病気に従業員を奪われない、治療する従業員を支援するという姿勢は選ばれる企業の要件であると思います。

まずは、是非、「病気に従業員を奪われない、病気治療をする従業員を支援する。」と表明してください。皆さんの事業場は、既にガイドラインに沿った対策・対応をされ、さらにそれを上回る取組をされているところも少なくないと思います。そのような方々には当然のことだと思いますが、次回(最終回)は、対応に躊躇されている事業場の皆様に向けて、私なりに両立支援対策としてすぐに行っていただきたいことを中心にまとめてみます。

著者プロフィール

加藤 善士(かとう よしじ) もろかみ社会保険労務士事務所(岡崎市) (morokami.co@gmail.com)

社会保険労務士、労働安全・衛生(土木・保健)コンサルタント 藤田医科大学医学研究科 研究員(公衆衛生学)

1984年に労働基準監督官任官。(現)厚生労働省千葉労働局、本省、愛知労働局に勤務。監察監督官、統括特別司法監督官、愛知労働局労働基準部賃金課長等を経て、2018年3月名古屋南労働基準監督署長にて定年退職。在職中、社会人大学院にて人間学、公衆衛生学を学ぶ。修士(人間学)(武蔵野大学)、博士(医学)(藤田医科大学)を取得。



セミナー開催案内

第2回安全管理専門担当者研修 優良事業場見学会

- 【日 時】 2月27日(水) 13時00分～15時30分
- 【会 場】 横浜ゴム株式会社 三重工場 (三重県伊勢市御園町高向1038)
- 【参加費】 無料(会場までの交通費は各自でご負担ください。)
- 【内 容】 同社は、「安全衛生はすべての基本である」という理念の下、経営者・全従業員で、「人」「もの(設備)」「しくみ」に着目した安全衛生活動を積極的に展開し、多くの成果を得られています。同社工場を見学させていただくとともに、これらの活動について説明していただきます。
- 【共 催】 当協会、愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会および愛知THP推進協議会

第3回安全管理専門担当者研修 若年労働者・外国人労働者の安全教育の留意点について

- 【日 時】 3月20日(水) 13時30分～16時35分
- 【会 場】 当協会 伏見第一ビル5階 研修室 (名古屋市中区栄2-9-3)
- 【参加費】 会 員:2,000円(税込)(愛知県下の各労働基準協会会員、愛知安全管理者交流会会員) 非会員:3,000円(税込)
(愛知労働局説明は無料)
- 【講 師】 ①愛知労働局 労働基準部 安全課長 桑原 幸弘 氏
②横浜ゴム株式会社 三重工場 安全衛生推進室 室長補佐 西 正幸 氏
- 【内 容】 近年の労働災害は、10代後半から20代の若年や外国人等経験の少ない労働者の災害が増加しています。それぞれの現状と特徴を踏まえ、こうした労働者に対する安全教育の概要、効果的な伝え方、教育事例を中心に解説します。

申込方法	当協会ホームページに各セミナーの詳細を掲載していますので、申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。
お問い合わせ先	(公社)愛知労働基準協会 教育事業部 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

5部会合同部会の開催について

当協会は、標記合同部会(総務・安全・健康・賃金時間・労災)を以下のとおり開催します。部会員の皆様には業務ご多用の折誠に恐縮に存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

- (1) 日 時 2月22日(金) 15時00分～17時00分
- (2) 場 所 当協会 伏見第一ビル5階 研修室 (名古屋市中区栄2-9-3)
- (3) 議 題 ①2018年度 各部会の事業計画の進捗状況
②2019年度 各部会の事業計画(案)
- (4) 講 演 (16時00分～17時00分)
「人口減少社会における企業の人材確保策について」愛知労働局長 高崎 真一 氏

部会員以外の方も高崎局長の講演にご出席いただけます。ご出席いただく場合は、当協会まで、メール(soumu-ark@airouki.or.jp)、電話(052-221-1438)またはFAX(052-204-1268)にて、「会社名、役職・氏名、電話番号」をご連絡ください。

「36の日」記念 働き方改革実現セミナー

－「36協定」の適切な届出に向けた意識啓発－

日 時 2019年 3月 6日(水) 13時30分～16時15分 (受付開始13時00分)
場 所 名古屋市中区役所ホール (中区栄4-1-8/地下鉄栄駅12番出口より東へ1分)
参加費 無 料 (「労働関係法」と「36協定」のポイントを解説したテキスト計2冊を配付します。)

特別講演

一人一人の選択『働き方改革』

ニューヨーク州弁護士／元財務官僚 山口 真由 氏



【山口氏のコメント】

働き方改革が叫ばれる昨今、大企業を中心に労働時間の短縮やテレワークなどが実施されていますが、実感がわかないのが現状です。逆に働きにくくなったという人まで出てきています。本当に働き方を変えるためには、経営者・労働者、さらには家族や社会全体の雰囲気まで変えていくべきなのかもしれません。世界の例なども見ながら日本が選択すべき「働き方改革」を考えてみたいと思います。

【プロフィール】

2002年 東京大学教養学部文科Ⅰ類(法学部)入学。2006年 財務省に入省し、主税局に配属。主に国際課税を含む租税政策に従事。
2008年 財務省を退官。2009年～2015年 弁護士として大手法律事務所に勤務。2016年 ハーバード大学ロースクールを卒業。2017年 東京大学大学院 博士課程 法学政治学研究科 総合法政専攻に在籍。

<プログラム>

主催者挨拶 公益社団法人愛知労働基準協会 会長 大野 智彦
来賓ご挨拶 愛知労働局 労働基準部長 黒部 恭志 氏
日本労働組合総連合会愛知県連合会 会長 佐々木 龍也 氏
講 演 「働き方改革関連法の全体像と改正36協定の法的意義」
～改正ポイントと36協定の無効事例等の解説～
増田労働衛生コンサルタント事務所長(元労働基準監督署長) 増田 稔久 氏
特 別 講 演 「一人一人の選択『働き方改革』」
ニューヨーク州弁護士／元財務官僚 山口 真由 氏

主催 公益社団法人愛知労働基準協会
後援 愛知労働局 愛知県 名古屋市 愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会愛知県連合会
(一社)名北・名古屋東・(一社)名古屋南・豊橋・名古屋西・岡崎・一宮・(一社)半田・(一社)刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾労働基準協会

お問い合わせ先 公益社団法人愛知労働基準協会 総務部 TEL 052-221-1438/FAX 052-204-1268

参加申込書

3月1日(金)までにFAX (052-204-1268) またはメール (下記事項を記入の上、soumu-ark@airouki.or.jpまで) でお申込みください。

愛知労働基準協会 行

申込日 月 日

事業場名		
所在地	〒 TEL () -	
氏名		

- ・本申込書で2名様までお申込みいただけます。3名様以上でお申込みいただく場合は本申込書をコピーしてご利用ください。
- ・本申込書に記載されました個人情報は、当協会が責任を持って保管し、本セミナー運営に係る目的以外には使用しません。

労働時間の上限規制見直しの具体的内容について

今回の労働基準法改正では、現行の法定労働時間を超える場合の上限(限度時間)を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限なく時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合(特別条項を締結する場合)で、労使が合意した場合であっても上回るこのできない上限が設定されました。

なお、特別条項を締結する場合とは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合になります。

1 時間外および法定休日労働時間の上限規制

【特別条項を締結しない場合】

単位	上限規制			法定休日労働時間
月単位	①	限度時間 45時間	以内	含まない
	②	100時間	未満	含む
	③	2か月ないし6か月 それぞれ平均で80時間	以内	含む
年単位	④	限度時間 360時間	以内	含まない
	⑤	960時間	以内	含む

【特別条項を締結する場合】

単位	上限規制			法定休日労働時間
月単位	⑥	限度時間を超えて100時間	未満	含まない
	⑦	100時間	未満	含む
	⑧	2か月ないし6か月 それぞれ平均で80時間	以内	含む
年単位	⑨	限度時間を超えて720時間	以内	含まない
	⑩	960時間	以内	含む

*3か月を超える期間の一年単位の変形労働時間制を採用する場合には、①、④の限度時間がそれぞれ月42時間、年320時間になります。

*特別条項を締結した場合であっても、①の法定休日労働時間を含まない月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

*③、⑧の法定休日労働時間を含む2か月ないし6か月それぞれ平均で80時間以内とは、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月いずれの期間においても、月80時間以内にしなければなりません。

*特別条項を締結する場合であっても⑥と⑨以外は特別条項を締結しない場合の考え方と、上限規制に変わりはありません。

【特別条項を締結しない場合】

Q.1 時間外労働時間が45時間以内であれば、法定休日労働を何時間してもいいのか？

A.1 特別条項を活用しない場合でも、上記左表の②月100時間未満、③2か月ないし6か月平均で80時間以内の時間外労働の上限が適用され、これに反すると罰則の適用対象になります。

【特別条項を締結する場合】

Q.2 時間外労働を限度時間の月45時間を6か月、特別条項を発動して月75時間を6か月行った場合(合計720時間)には労働基準法違反は生じないか？

A.2 当該時間外労働の他に、法定休日労働をすることによって、上記右表の⑦または⑧に抵触する場合がありますので注意が必要です。

2 時間外および法定休日労働時間の管理(最大時間で特別条項を締結し、罰則の適用対象となる場合の具体例)

2019	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	上限を超えた 時点の考え方	罰則 の適用
時間外労働時間	40	70	39	39	46	60	48		
法定休日労働時間	8	12	37	63		35	8		
合計	48	82	76	102	46	95	56	1か月で100時間以上	○
2か月平均	65時00分								
	79時00分								
	89時00分							6~7月平均で80時間超え	○
	74時00分								
	70時30分								
3か月平均	68時40分								
	86時40分							5~7月平均で80時間超え	○
	74時40分								
	81時00分							7~9月平均で80時間超え	○
	65時40分								
4か月平均	77時00分								
	76時30分								
	79時45分								
	74時45分								
	70時48分								
5か月平均	80時12分							5~9月平均で80時間超え	○
	75時00分								
	74時50分								
	76時10分								
	45時間(6回まで) 超え								
		1回目			2回目	3回目	4回目	3月末までに通算で7回目になった時点	

改正後は、時間外および法定休日労働時間を厳密に把握する必要があります。

左記の時間外および法定休日労働時間の管理表を見ると、上記の「1. 時間外および法定休日労働時間の上限規制」の表の⑦、⑧に抵触する部分が5か所あり、罰則の適用対象となります。

そうならないようにするために、1か月で100時間以上にならない、または2か月ないし6か月それぞれの平均で80時間を超えないよう、毎月の時間外および法定休日労働時間を管理する必要があります。

なお、2019年3月以前の時間外および法定休日労働時間については改正法適用の対象外となります。

セントラル社会保険労務士法人 代表社員 水野 昌徳

労働法全般を得意とし、中小企業から上場企業まで、あらゆる規模・業種の労務管理を手掛けている。

2015年に人事制度、教育研修やメンタルヘルス対策を中心とするダイジェーリンク株式会社を設立。

また、2014年より大同大学 総合情報学科 経営情報専攻の労働法非常勤講師を担当。

【所在地】名古屋市中区丸の内3丁目17番6号ナカトウ丸の内ビル5階

【連絡先】E-mail: a.mizuno@central-srh.net TEL:052-950-2347



技能講習等講習会予定表

フォークリフト運転(31Hコース)		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
	2月	1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	7.8.12	NSB東海	3.10.17	トヨタL&F小牧
		8	伏見第一ビル	13.14.15	NSB東海	10.17.24	水谷運輸		
		18	NSB東海	19.20.21	NSB東海	22.25.26	NSB東海		
		1	トヨタ教育センター	2.3.4	トヨタ教育センター	9.10.11	トヨタ教育センター		
		25	アイプラザ豊橋	3/10.16.17	トピー工業				
	3月	1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	3.10.17	水谷運輸	10.17.24	トヨタL&F北名古屋
		8	NSB東海	11.12.13	NSB東海	14.15.18	NSB東海		
	4月	1	ポーラ名古屋ビル	2.3.4	NSB東海	7.14.21	水谷運輸		
		9	ポーラ名古屋ビル	10.11.12	NSB東海	15.16.17	NSB東海		
		17	ポーラ名古屋ビル	18.19.22	NSB東海	23.24.25	NSB東海		

講習会	会 場	2月	3月	4月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル			10
	(学)伏見第一ビル	15	6	
	(実)トヨタ教育センター	16	9	13
	(学)ポーラ名古屋ビル	1		
	(実)愛知製鋼	5		
酸素欠乏 硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 5.6	(学) 5.6	(学) 9.10
		(実) 7or8	(実) 7or8	(実) 11or12
		(学) 12.13	(学) 12.13	(学) 16.17
		(実) 14or15	(実) 14or15	(実) 18or19
		(学) 20.21	(学) 19.20	(学) 23.24
		(実) 22or23	(実) 21or22	(実) 25or26
		(学) 25.26		
	豊田管内	(実) 27or28		
				(学) 22.23
				(実) 24or25
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6	11.12	2.3
		12.13	25.26	11.12
		23.24		18.19
	伏見第一ビル	18.19	4.5	
		27.28	18.19	
	豊橋管内	19.20		24.25
	豊田管内		7.8	4.5
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	2.3	8.9
		12.13	5.6	23.24
		18.19		
	伏見第一ビル		14.15	
プレス機械作業 主任者【学科2日】	豊田管内		25.26	
	ポーラ名古屋ビル	12.13		
	伏見第一ビル	20.21	11.12	
	トヨタ教育センター			25.26
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		13.14	1.2
	伏見第一ビル	13.14		
	産業人材支援センター	6.7		

講習会		会 場	2月	3月	4月
技能講習	はい作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル	25.26	7.8	15.16
	石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26	25.26	3.4
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技2日】 【学科1日実技3日】	伏見第一ビル ポリテクセンター		5 6.7.8 or 11.12.13	8 9.10.11 or 12.15.16
	高所作業車 【学科1日実技1日】	伏見第一ビル ポリテクセンター		25 26or27	
	特別教育	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	20.21	
(実)豊田自動織機			23		
(学)(実)ポーラ名古屋ビル				2.3	●
(実)ポリテクセンター中部				9	●
自由研削といし取替・試運転 【学科1日実技0.5日】		(学)(実)ポーラ名古屋ビル	4	18	22
機器研削といし取替 試運転 【学科1日実技0.5日】		(学)(実)トヨタ教育センター	21.22		18.19
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】 【学科2日実技1日】		(学)ポーラ名古屋ビル	18.19		
		伏見第一ビル			25.26
		(実)三菱電機	20or21or22		5/8or9or10
石綿作業従事者		ポーラ名古屋ビル		4	
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	1			
能力向上等	低圧電機 【学科1日実技1日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	7.8	11.12	15.16
	フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	19	1	5
	安全衛生推進者	ポーラ名古屋ビル	20.21		
	安全管理者選任時	ポーラ名古屋ビル		19.20	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル		(学)4.5 (実)6or7	
勉強会	衛生管理者(一種) 【学科4日】	伏見第一ビル	4.5.6.7	18.19.20.21	
	エックス線作業主任者	ポーラ名古屋ビル	25.26.27.28		
	潜水士【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			22.23

日付の表示は、土・日・祝日です。●は日程未定です。確定次第当協会のHPに掲載します。

セミナー等	2月	3月	4月
危険予知訓練(KYT)1日研修	22		
第2回メンタルヘルスセミナー	18		
経営者セミナー(名鉄グランドホテル)	1		
「同一労働同一賃金」の実施に向けた 実務対応セミナー(豊川市文化会館)	13		
事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修	14.15		
第2回安全管理専門担当者研修(現地)	27		
第5回労務管理セミナー(伏見第一ビル)		1	
第3回安全管理専門担当者研修		20	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

表紙写真コメント

株式会社富士プレス 代表取締役社長 高羽 直樹

一段と寒さが厳さを増しておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今月の表紙画像は、雪と氷の世界を想起する一品をご用意しました。直線的な胴部と優雅な口縁とのバランスが絶妙な、水芭蕉型の一輪挿しです。

和ガラスの品は、一般に色数が多いほど製作に手間暇が掛かるため上物だとされていますが、この花瓶は白と透明の二色ながら、とても丁寧な仕様が施され、高級感の有る作品に仕上がっています。百貨店などで扱われ、モボ・モガが買い求めた物かもしれません。